

区画整理事業に伴う 会社等変更登記のしおり

(略称) 会社等変更登記のしおり

平成25年1月26日から
駅西地区の住所が変更されました

十日町市

目 次

1. ま え が き	1 ページ
2. 申請に基づいて変更される登記	2 ページ
3. 本店の所在地が区画整理地区内の場合	2 ～ 3 ページ
4. 支店の所在地が区画整理地区内の場合	4 ページ
5. 代表者の住所が区画整理地区内の場合	5 ページ
6. 会社等が不動産を所有している場合	6 ページ
7. そ の 他	6 ページ

1. ま え が き

区画整理事業の完了により駅西地区では平成25年1月26日に住所が変更されました。区画整理地区内の会社、法人、組合（以下「会社等」という。）の本店（主たる事務所）・支店（従たる事務所）の所在地及び役員の住所が変わるため、商業・法人登記の変更登記が必要になります。

また、所在地が区画整理地区内の会社等が不動産を所有している場合には、会社等の変更登記を経た後に、不動産登記簿（所有者の住所）の変更が必要となります。

古い住所表示	新しい住所表示
十日町市 子 ○○番地	(〒948-0065) 十日町市 高田町三丁目 ○○番地
十日町市 丑 ○○番地	(〒948-0075) 十日町市 丸山町 ○○番地
十日町市 寅甲 ○○番地	(〒948-0078) 十日町市 千代田町 ○○番地
	(〒948-0091) 十日町市 稲荷町三丁目 ○○番地
	(〒948-0092) 十日町市 稲荷町三丁目北 ○○番地
	(〒948-0093) 十日町市 稲荷町三丁目南 ○○番地

新しい住所については、土地の所有者に通知した『換地指定通知』の換地処分後の土地の字・地番をご覧ください。

※借地・借家の場合には、土地の所有者に問い合わせてください。

※登録免許税は、登記申請の際に「住所変更証明書」を添付すれば免除されます。
 ※「住所変更証明書」を3部同封しましたが、必要な場合は無料で発行しますので、お手数ですが市役所税務課市民税係に申請（郵送可）してください。申請書には会社等の印鑑及び申請する人の印鑑が必要です。申請書（「税務証明等申請書」）は市のホームページからダウンロードできます。

2. 申請に基づいて変更される登記

- (1) 会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地の表示
- (2) 株式会社の代表取締役、有限会社の取締役・監査役、合名会社、合資会社又は合同会社の代表社員・社員、民法上の法人の理事、協同組合の代表者、その他法人の登記されている役員の住所の表示
- (3) 会社等の所有する不動産の不動産登記簿（所有者の住所欄）

3. 本店の所在地が区画整理地区内の場合

(1) 手 続

本店の所在地が区画整理地区内の場合、以下の申請をおこなってください。

「会社変更登記申請書（記載例 8 ページ）」に必要事項を記載し、「住所変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請（郵送可）してください。

また、支店が新潟地方法務局の管轄区域外にある場合は、本店において変更登記終了後、本店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」の交付を受け、「会社変更登記申請書」に添付して支店所在地の法務局にも申請（郵送可）してください。

① 支店がない会社の場合

本店の所在地が区画整理地区内であり、支店がない場合、次の申請を行ってください。

(ア) 必 要 書 類	「会社変更登記申請書」	1 通
	「住所変更証明書」	1 通

(イ) 申 請 人	代表取締役 または代理人（委任状が必要）
-----------	----------------------

(ウ) 申 請 書 提 出 先	新潟地方法務局 法人登記部門 (〒951-8504 新潟市中央区西大畑町 5191 番地) Tel025-226-0955
-----------------	---

※新潟県内の商業・法人登記事務はすべて上記が窓口です。

② 支店がある会社の場合

本店の所在地が区画整理地区内であり、県外に支店がある場合の手続きは次のとおりです。

1. 本店の所在地で行う登記

○前記 ①の手続きのとおり。

○登記完了後、本店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」1通の交付（有料）を受ける。

2. 支店の所在地で行う登記

(ア) 必 要 書 類 「会社変更登記申請書」 1 通

本店の所在地の変更登記をしたことを証する
「登記事項証明書」 1 通

(イ) 申 請 人 代表取締役

(ウ) 申請書提出先 支店の所在地を管轄する法務局（郵送可）

※法務局から電子証明書の発行を受けている場合、変更登記により
電子証明書が失効することはありません。電子証明書の変更等
については、法務局にお問い合わせください。

4. 支店の所在地が区画整理地区内の場合

(1) 手 続

支店の所在地が区画整理地区内の場合、以下の申請をおこなってください。

「会社変更登記申請書（記載例 8 ページ）」に必要事項を記載し、「住所変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請してください。

管轄法務局が本店と支店で異なる場合は、支店所在地の法務局にも申請（郵送可）していただく必要があります。

なお、その際は、本店所在地における登記完了後、支店の所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」1 通の交付(有料)を受けてください。

① 本店の所在地で行う登記

- | | | |
|-------------|----------------------|-----|
| (ア) 必 要 書 類 | 「会社変更登記申請書」 | 1 通 |
| | 「住所変更証明書」 | 1 通 |
| (イ) 申 請 人 | 代表取締役 または代理人（委任状が必要） | |
| (ウ) 申請書提出先 | 本店の所在地を管轄する法務局 | |

② 支店の所在地で行う登記

- | | | |
|-------------|-----------------------------------|-----|
| (ア) 必 要 書 類 | 「会社変更登記申請書」 | 1 通 |
| | 支店の所在地の変更登記をしたことを証する
「登記事項証明書」 | 1 通 |
| (イ) 申 請 人 | 代表取締役 | |
| (ウ) 申請書提出先 | 新潟地方法務局法人登記部門（郵送可） | |

5. 代表者等の住所が区画整理地区内の場合

(1) 手 続

代表者等の住所が区画整理地区内の場合、以下の申請をおこなってください。

「会社変更登記申請書（記載例 8 ページ）」に必要事項を記載し、代表者等についての「住所変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請してください。

① 本店の所在地で行う登記

(ア) 必 要 書 類	「会社変更登記申請書」	1 通
	「住所変更証明書」	1 通

(イ) 申 請 人 代表取締役 または代理人（委任状が必要）

(ウ) 申請書提出先 本店の所在地を管轄する法務局

② 支店がある場合

支店の所在地では代表者等の登記がされていないので、登記申請を行う必要はありません。

6. 会社等が不動産を所有している場合

(1) 手 続

区画整理地区内が所在地の会社等が不動産を所有している場合には、会社等の
変更登記申請の後に、不動産登記簿の所有者住所欄を変更する必要があります。

「不動産変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社等の「住所変更証明書」
を添付して不動産所在地の法務局に申請してください。

① 不動産の所在地で行う登記

- | | | |
|-------------|----------------------|-----|
| (ア) 必 要 書 類 | 「会社変更登記申請書」 | 1 通 |
| | 「住所変更証明書」 | 1 通 |
| (イ) 申 請 人 | 代表取締役 または代理人（委任状が必要） | |
| (ウ) 申請書提出先 | 不動産所在地を所管する法務局 | |

7. その他

- (1) 業務上の許可や認可を得ている会社等は、許認可を受けている官公庁にお問い合わせください。
- (2) 金融機関などについても、変更手続きが必要な場合がありますので当該機関にお問い合わせください。

申請書の記載例

○株式会社・有限会社の場合（記載例１）	８ページ
○民法法人・協同組合の場合（記載例２）	９ページ
○各種の変更登記を、代理人に委任する場合（記載例３）	１０ページ

株式会社 特例有限		会社変更登記申請書	
1. 商 号		株式会社 十 日 町 商 店	
1. 本 店		新潟県十日町市××〇〇番地 (本店の旧所在地)	
1. 登 記 の 事 由		町名地番変更により 本店・支店・代表取締役何其・取締役何其・ 監査役何其・社員何其の住所変更 (該当事項を記入)	
1. 登 記 す べ き 事 項		平成〇年〇月〇日 町名地番変更により 本店・支店の変更及び代表取締役・取締役・監査役・ 社員何其の住所を次のとおり変更 (該当事項を記入) 変更後 新潟県十日町市××町〇〇番地 (新住所を記入)	
1. 登録免許税		登録免許税法第5条第5号により免税	
1. 添付書類		住所変更証明書 1 通 代理権限証書 (代理人が申請する場合) 1 通	
上記のとおり登記の申請をする。		平成〇年〇月〇日	
申請人		本 店 新潟県十日町市××町〇〇番地 商 号 株式会社 十日町商店 (新住所を記入)	
代表取締役		住 所 新潟県十日町市××町〇〇番地 氏 名 十 日 町 太 郎 ⑩ 〔法務局に届出してあるものを押印 代理人で申請する場合は押印不要〕	
申請代理人		住 所 ⑩ 氏 名 〔委任状を添付した場合のみ記入 委任状には法務局に届出してある印鑑 を押印してください〕	
新潟地方法務局		御中 (管轄する法務局)	

法人 組合		変更登記申請書	
1. 名称	○ ○ ○	法人 組合	
1. 主たる事務所	新潟県十日町市××○○番地 (主たる事務所の旧所在地)		
1. 従たる事務所			
1. 登記の事由	町名地番変更により 主たる事務所・従たる事務所の変更・代表理事何其・ 理事何其の住所変更 (該当事項を記入)		
1. 登記すべき事項	平成○年○月○日 町名地番変更により 主たる事務所・従たる事務所の変更及び代表理事・理事 何其の住所を次のとおり変更 (該当事項を記入) 変更後 新潟県十日町市××町○○番地 (新住所を記入)		
1. 添付書類			
住所変更証明書		1 通	
代理権限証書 (代理人が申請する場合)		1 通	
上記のとおり登記の申請をする。 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
申請人			
主たる事務所		新潟県十日町市××町○○番地 (新住所を記入)	
名	称	○ ○ ○	法人 組合
代表理事			
住 所	新潟県十日町市××町○○番地		
氏 名	十日町太郎 ㊞		
	{ 法務局に届出しているものを押印 代理人で申請する場合は押印不要 }		
申請代理人			
住 所	㊞		
氏 名	{ 委任状を添付した場合のみ記入 委任状には法務局に届出している印鑑 を押印してください }		
新潟地方法務局 御中 (管轄する法務局)			

<記載例 3>

委 任 状

私は、十日町市××町〇〇番地 十 日 町 一 郎 に下記のことを委任します。

記

平成〇〇年〇月〇〇日 町名地番変更に伴う（変更登記をする事由を具体的に記載）

変更登記を管轄法務局に代理して申請する一切の権限

平成〇年〇月〇日

十日町市××町〇〇〇番地（新住所を記入）

株 式 会 社 十日町商店

代 表 取 締 役 十日町太郎 ⑩

（法務局に届出である印を押印すること）

◎区画整理（町名地番変更）についてのお問い合わせは

十日町市 都市計画課 区画整理係

〒948-8501

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL025-757-3150

◎法人の住所表示の変更についてのお問い合わせは

十日町市 税務課 市民税係

〒948-8501

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL025-757-3716

◎会社等変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 法人登記部門

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町 5191 番地

TEL025-226-0955

◎十日町市内の不動産変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 十日町支局

〒948-0083

十日町市宮田町 1 番地 18

TEL025-752-2575

その他の不動産については管轄法務局へ

参考

※法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>